

召集することを得

第十三條 委員會は委員長、副委員長、執行委員
を以て組織し毎月一回以上委員長会を召
集し終會の決議に基き次の總會に至
るまでの一切の事務を協議決定す

第十四條 執行委員會は委員長、副委員長、執行委員
行委員、書記を委員並に會計委員を
以て組織し終會及委員長會の決議に基
きて本組合の事務を執行するものとす

委員

第十五條

本組合は若干名の委員を選出し委員
中より次々後を延々

委員長一名、副委員長一名、書記委員

二名、會計委員一名、會計監査委員三名
執行委員若干名

第十六條 委員長及副委員長は總會に於て組合
會中より選舉せり、委員長は本組合全
般の事務を統理し其の責に任す

副委員長は委員長を補佐し委員長事
務又は特種事務を代理す

第十七條

本組合は委員長及會計委員外人に一人の副會計を以
て選舉し書記委員は組合の一般事務を

而も會計は但會計を掌り

第十八條 委員會は委員及會計委員外人に一人の副會計を以
て選舉し書記委員は組合の一般事務を